第１１次北海道交通安全計画の概要

第１部　総　論

第１章 交通安全計画について

１　計画の位置付け・期間等
根拠：交通安全対策基本法第 25 条
（陸上交通の安全に関する総合的・長期的な施策の大綱）
作成主体：北海道交通安全対策会議
期間：令和３年度～令和７年度の５年間

２　計画の基本理念
- 交通事故のない社会を目指して
- 人優先の交通安全思想
（高齢者、障がい者、子供等の安全確保）
- 高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築

３　計画の推進
- 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進
- 地域ぐるみの交通安全対策の推進

４　計画期間において特に注視すべき事項
- 高まる安全への要請と交通安全
- 新型コロナウイルス感染症の影響の注視

第２章 交通事故等の現状等

１　道路交通事故の現状等

第 10 次交通安全計画の目標
死者 150 人→144 人(R2) 達成

- 高齢者（65 歳以上）の死者数が増加（全死者数の 18%(S46)→47%(R2)）
- 交通事故死者数の減少幅は縮小傾向

［道路交通事故における交通事故発生件数、死者数及び負傷者数］

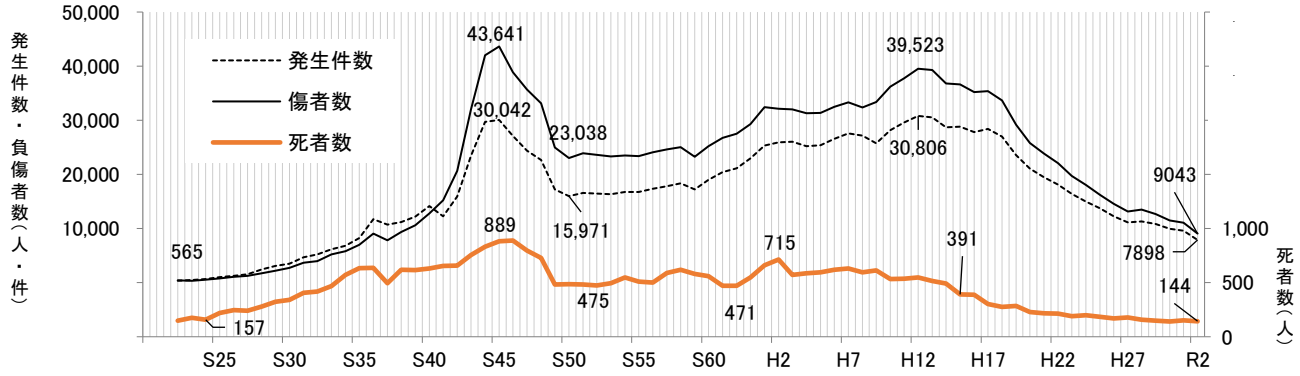

２　鉄道事故の現状
運転事故は、近年はほぼ横ばいの傾向
10 件、死者１人（R2）

３　踏切事故の状況等
長期的には減少傾向
４件、死傷者３人（R2）

第３章 交通安全計画における目標

１　道路交通の安全についての目標
令和７年までに24時間交通事故死者数を**134人以下**とし、達成後はさらにゼロに近づける。

２　鉄道交通の安全についての目標
①　乗客の死者数ゼロを目指す。　　②　運転事故全体の死者数減少を目指す。

３　踏切道における交通の安全についての目標
踏切事故の発生を極力防止

第４章 施策の柱と重点課題

１　高齢化社会を踏まえた総合的な対策 （市町村などと連携して総合的な対策の推進）	５　自転車の安全利用 （交通ルール・マナーに関する交通安全教育）
２　飲酒運転の根絶 （飲酒運転を根絶するための社会環境づくり）	６　生活道路における安全確保 （幹線道路との関係性を踏まえた面的対策）
３　スピードダウン （交通事故の発生実態に即した速度抑制対策）	７　鉄道交通における安全対策
４　シートベルトの全席着用 （交通事故の実態に基づき必要性を普及啓発）	８　踏切道における交通安全対策
	９　冬季に係る陸上交通の安全

第２部 講じようとする施策

第１章 道路交通の安全

1　道路交通環境の整備
（生活道路における人優先の安全・安心な歩行空間の整備　など）

2　交通安全思想の普及徹底
（段階的かつ体系的な交通安全教育の推進、交通安全に関する普及啓発活動の推進　など）

3　安全運転の確保
（運転者教育の充実、安全運転管理の推進、交通労働災害の防止　など）

4　車両の安全性の確保
（先進安全自動車（ＡＳＶ）の普及促進、自動運転車の安全対策・活用の推進　など）

5　道路交通秩序の維持
（交通の指導取締りの強化、適正かつ緻密な捜査の一層の推進　など）

6　救助・救急活動の充実
（救助・救急体制の整備、救急医療体制の整備、救急関係機関の協力関係の確保　など）

7　被害者支援の充実と推進
（損害賠償の請求についての援助、交通事故被害者支援の充実強化　など）

8　研究開発及び調査研究の充実
（道路交通の安全に関する研究開発及び調査研究の推進　など）

第２章 鉄道交通の安全

1　鉄道交通環境の整備	2　鉄道交通の安全に関する知識の普及
3　鉄道の安全な運行の確保	4　鉄道車両の安全性の確保
5　救助・救急活動の充実	6　公共交通事故被害者等への支援
7　鉄道事故等の原因究明と事故等防止	

第３章 踏切道における交通の安全

1　踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備の促進	
2　踏切保安設備の整備及び交通規制の実施	3　踏切道の統廃合の促進
4　その他踏切道の交通の安全及び円滑化等を図るための措置	